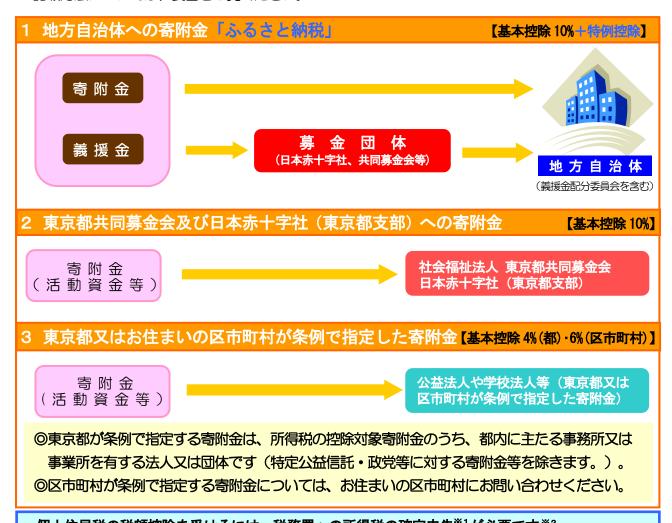
個人住民税の寄附金税額控除には確定申告が必要です

個人の方が令和6年中に支払った、下記1~3の2,000円を超える寄附金については、個人住民税の税額控除(基本控除)が受けられます。

また、下記1の地方自治体への寄附金「ふるさと納税」に該当する場合、税額控除額が大き くなります(特例控除の上乗せ)ので、確定申告書に正しく記載してください。

なお、災害義援金については、被害を受けた地方自治体に対して寄附をした場合に加え、募金団体(日本赤十字社、共同募金会等)を経由して地方自治体に寄附をした場合も、下記1の「ふるさと納税」の制度が適用されます。

記載方法については、裏面をご覧ください。



- ・個人住民税の税額控除を受けるには、税務署への所得税の確定申告^{※1}が必要です^{※2}
 - ※1 所得税が課税されずに個人住民税のみが課税される方は、お住まいの区市町村に住民税申告を行ってください。
 - ※2 地方自治体へ寄附をされた方で、「ふるさと納税ワンストップ特例制度」の手続きをし、当該制度を適用される方は確定申告は不要です。
- •領収書や払込控え等は確定申告書等に添付し、令和7年3月17日(月曜日)までに提出してください。

所得税の確定申告は、国税庁HPの「確定申告書等作成コーナー」が便利です

① 国税庁HPの検索



② 確定申告書等作成コーナーへ

◎画面の案内に従い金額等を入力すると、 税額などが自動計算されます。



国税庁

検索

確定申告書の提出前に、記載内容を再度確認してください。 <事例>次の2種類の寄附金等を支払った場合

◎所得税の確定申告書(第二表)に正しく記載されているか、 事例を参考に、確認してください。

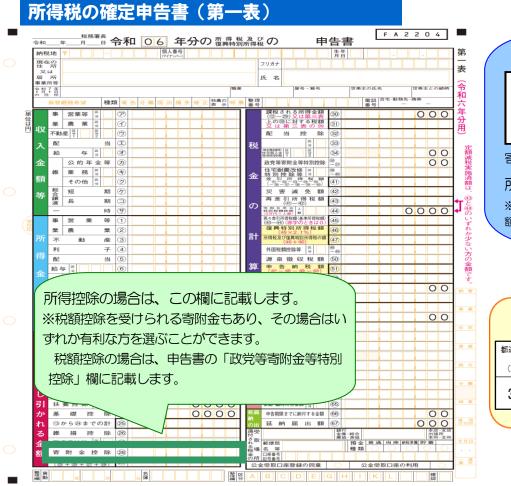
※下記の例は、令和6年分の確定申告書を用いた場合の例です。

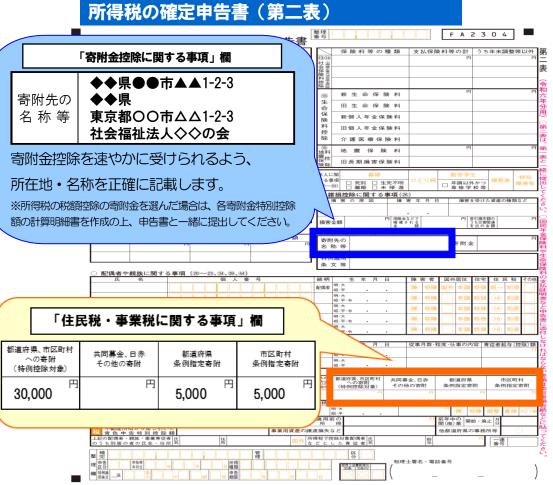
◆◆県に対する寄附金

30,000円

「社会福祉法人◇◇の会」に対する寄附金

(東京都とお住まいの区市町村がそれぞれ条例で指定した場合) 5,000円







寄附金控除等の詳細につきましては、以下のホームページをご覧ください。

〇個人住民税に関すること・・・・・総務省HP

〇所得税・確定申告に関すること・・・国税庁HP

総務省 ふるさと納税

検索



東京都主税局

作成:課税部課税指導課 203-5388-2969



https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/